

徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事　後藤田正純

徳島県条例第四十八号

徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県企画総務関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六の項」を「七の項」に改める。

第五条第一項中「及び五の項」を「から六の項まで」に改め、同条第二項中「六の項」を「七の項」に改める。

別表第一の五の項中「書面又は」を「書面、」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は同法第十九条の十四の二第四項の規定による確認書」を加え、同表中六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条第五項の規定に基づく都道府県提出文書の用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円）
写しの交付

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。